

○一般財団法人千葉県まちづくり公社定款

(平成23年4月1日施行)

改正 平成23年6月17日評議員会議決施行
平成28年6月24日評議員会議決施行
令和6年1月22日評議員会議決 令和6年4月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、県内における都市の整備、都市機能と都市環境の向上を目指した都市の再構築及び地域の振興のため必要な事業その他まちづくりのために必要な事業を行い、快適で潤いのあるまちづくりを推進し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公益目的支出計画の実施事業

ア まちづくり推進事業

(2) その他の事業

ア 不動産販売貸付事業

イ 駐車場等施設管理事業

ウ 公園管理運営等事業

エ 廃棄物処理事業

オ その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、千葉県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 公社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

(基本財産)

第6条 会社の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、会社の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、会社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める一般財団法人千葉県まちづくり公社財産管理運用規程（以下「財産管理運用規程」という。）によるものとする。

（その他の財産）

第7条 会社のその他の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は前条第3項に規定する財産管理運用規程によるものとする。

（事業年度）

第8条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条 会社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）公益目的支出計画実施報告書

（4）貸借対照表

（5）損益計算書（正味財産増減計算書）

（6）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと

もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 公社は、第1項の定時評議員会の開催後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 公社は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、第1項第1号から第6号までの書類及び監査報告書について千葉県知事に提出するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第11条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第12条 予算で定めるものを除き、公社が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(会計原則)

第13条 公社の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 公社に、評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、公社の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する交通費等の費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（種類及び開催）

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

（招集の通知）

第21条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号。以下「法務省令」という。)第60条で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員会会長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める一般財団法人千葉県まちづくり公社評議員会運営規程による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員を設置)

第29条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上7名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長、6名以内を専務理事及び常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、専務理事は1名以内、常務理事は6名以内とする。

5 監事は、公社の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める一般財団法人千葉県まちづくり公社理事の職務権限規程により、公社の業務を分担執行する。

3 理事長及び理事長以外の業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 公社の業務及び財産並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任す

ることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする公社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする公社との取引

(3) 公社がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における公社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、理事会が別に定める一般財団法人千葉県まちづくり公社理事会運営規程（以下「理事会運営規程」という。）によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第37条 公社は、理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 公社は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合に、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法務省令第15条で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上

の決議を得て変更することができる。

- 2 前項の規定は、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

(解散)

第47条 公社は、基本財産の減失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は千葉県に贈与するものとする。

- 2 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 事務

(職員の任免)

第49条 公社に事務を処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般財団法人千葉県まちづくり公社情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般財団法人千葉県まちづくり公社個人情報保護規程による。

第9章 公告の方法

(公告)

第52条 公社の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告にすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 公社の最初の理事、監事は次に掲げる者とする。
理事 宮奥直輝、加藤忠信、和田紀夫、高澤春二
監事 須藤敏行、澤田勲
- 4 公社の最初の代表理事は宮奥直輝とする。
- 5 公社の最初の業務執行理事は加藤忠信、和田紀夫、高澤春二とする。
- 6 公社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
笠原一雄、諸岡孝昭、佐野善房、池邊このみ

附則

この定款は、議決の日から施行する。

附則

この定款は、議決の日から施行する。

附則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	23,000,000円